



平成 24 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社野田スクリーン
代表者名 代表取締役社長 堀 尾 貞 夫
コード 6790 東証・名証 第二部
問合せ先 経営管理本部長 小 川 清 志
(TEL 0568-79-0222)

MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）の手法により、当社普通株式を非公開化し、当社の株主を公開買付者たる株式会社TNC（以下「公開買付者」といいます。）のみ又は公開買付者及び非応募残存株主（下記2（2）①にて定義されます。以下同じとします。）の全部若しくは一部のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われる公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとすることを企図していること、並びに当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社 TNC
(2) 所 在 地	愛知県瀬戸市南山町三丁目 133 番地の 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野田拓哉
(4) 事 業 内 容	当社の株式を取得及び保有すること等
(5) 資 本 金	1,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 11 月 22 日
(7) 大株主及び持株比率	野田拓哉 100%
(8) 上場会社と公開買付者との関係	資 本 関 係 当社と公開買付者の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役であり、その発

	行済株式の 100%を所有する野田拓哉氏は、当社普通株式 21,961 株（所有株式割合（注）20.81%）を所有しております。
人　　的　　関　　係	公開買付者の代表取締役であり、その発行済株式の 100%を所有する野田拓哉氏は、当社の執行役員を兼務しております。
取　　引　　関　　係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	当社の主要株主である野田拓哉氏が公開買付者の発行済株式の 100%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注) 「所有株式割合」とは、当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式数(105,521 株)に対する割合を意味し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の株式を取得及び保有することを主たる目的として平成 24 年 11 月 22 日に設立された株式会社であり、本日現在、当社の創業家の一員であり第二位株主であり、かつ当社の執行役員でもある野田拓哉氏がその発行済株式の全てを所有し代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式（以下に定義されます。）を除きます。）を取得することにより、当社普通株式を非公開化し、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、公開買付者は、当社が中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が最善の手段であると判断し、今般、本取引を実施するものであります。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の創業家の一員であり第一位株主であり、かつ当社の取締役であり、また野田拓哉氏の親族である野田由紀子氏との間で、

同氏が所有する当社普通株式（22,200 株）のうち、10,000 株（所有株式割合 9.48%）については本公開買付けに応募し（以下、野田由紀子氏との間で本公開買付けに応募する旨を合意している当社普通株式を「応募対象株式」といいます。）、残りの 12,200 株（所有株式割合 11.56%）については、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、野田拓哉氏との間で、同氏が所有する当社普通株式の全部（21,961 株、所有株式割合 20.81%）について、当社の第三位株主である株式会社フラットデジタル（野田由紀子氏が代表取締役を務める株式会社であり、以下「フラットデジタル」といいます。）との間で、同社が所有する当社普通株式の全部（2,754 株、所有株式割合 2.61%）について、当社の代表取締役社長である堀尾貞夫氏との間で、同氏が所有する当社普通株式の全部（608 株（当社の役員持株会における持分に相当する株式 558 株を含みます。）、所有株式割合 0.58%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております（以下、野田拓哉氏、フラットデジタル、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を総称して「非応募残存株主」といい、非応募残存株主との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している当社普通株式（合計 37,523 株、所有株式割合 35.56%）を「応募対象外株式」といいます。）。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、38,395 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（38,395 株）以上 の場合は、応募株券等の全部の買付けを行いますが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（38,395 株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 38,395 株は、当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数（105,521 株）から、①当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（1,910 株）、②応募対象株式数（10,000 株）、③応募対象外株式数（37,523 株）及び④野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する当社普通株式の全部（合計 700 株。以下、野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する当社普通株式を「利害関係株主所有株式」といいます。）を控除した株式数（55,388 株）の過半数（27,695 株。所有株式割合 26.25%）。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社普通株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募対象株式数（10,000 株）及び利害関係株主所有株式数（700 株）を加えた数（38,395 株）となります。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額 3,500,000 千円を限度として借入れを行うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けによって当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかつた場合には、本公開買付け後に、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施する予定です。本全部取得手続により当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとした後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、当社の株主を非応募残存株主の全部若しくは一部のみとすることを予定しております（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）。なお、本全部取得手続において全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類の株式の数によっては、本全部取得手続によって非応募残存株主の全部又は一部が当社の株主ではなくなる場合があります。この場合において、本全部取得手続によって当社の株主ではなくなった非応募残存株主は、本全部取得手続において全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の 1 株に満たない端数に代わって当該非応募残存株主に交付される金銭相当額を上限として、本合併後の当社に再出資する予定です。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

（ア）本公開買付けの背景等

当社は、商号を野田スクリーンとし、スクリーン印刷法を応用したプリント配線板の印刷加工事業を目的として、昭和 54 年 3 月に愛知県春日井市御幸町において創業いたしました。現在の事業セグメントはプリント配線板のスルーホール穴埋め加工を主とするプリント配線板関連事業と、フッ素技術を応用した化成品の製造販売を主とする化学材料関連事業から構成されております。

創業当初、当社は、当時流行したインベーダーゲーム機やスーパーコンピューター向けのプリント配線板のマーク印刷加工やソルダーレジスト印刷加工を行うことによって技術を蓄積してまいりました。昭和 60 年頃には、パソコンに用いられる大手半導体メーカー向けの半導体パッケージ基板のソルダーレジスト印刷加工工程の確立に成功したことによって事業規模を拡大するとともに、印刷技術に対して業界内でも高い評価を獲得するに至りました。

さらに、平成 6 年には多層プリント配線板の貫通スルーホールを樹脂で充填する永久穴埋め加工方法である「フラットプラグ加工」の量産化に業界に先駆けて成功しました。この技術は当時急速に普及し始めた携帯電話やパソコンの半導体パッケージ基板に採用され、当社の業容も一気に拡大し、平成 12 年 9 月には、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場）に株式上場を果たすに至りました。また、平成 16 年 8 月には、急成長する中国プリント配線板市場の需要獲得を目指して中国広州市で広州野田電子有限公司を設立するなどしてプリント配線板加工事業の積極的な海外展開も図ってまい

りました。近年では、高多層化、高密度化するプリント配線板に対して無気泡で樹脂を充填する「真空印刷技術」を開発し、高付加価値プリント配線板の穴埋め加工の受注増加を推進しております。

一方、化学材料関連事業は創業後昭和 59 年頃、スクリーン印刷版のインク離れを改善するために、フッ素樹脂を用いた版の乳剤を開発したことに端を発しております。フッ素は撥水性、撥油性、耐久性などの非常にユニークな特性を持ち、そのような特長を生かして、現在ではマイクロモーターの軸受けオイル拡散防止剤や、プリント配線板の保護コーティング剤、防水スプレーの原液、スマートフォンの保護フィルムなど、工業製品から一般消費者向けまで幅広い分野を対象として事業展開を行っており、ニッチな市場において一定のポジションを獲得するに至っております。当社は、当該事業を次の収益の柱として育成すべく注力しており、平成 23 年 1 月には、当該事業の量産工場として山梨県上野原市に山梨工場を開設いたしました。

また、このほか平成 14 年度創造技術研究開発補助金を得て開始したエアロゾル CVD 法による薄膜コンデンサの開発を進めてまいりました。本開発は未だ事業化には至っていないものの初期研究から 10 年を経てようやく応用開発段階へ移行してまいりました。

なお、当社は、平成 18 年 3 月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に、続いて同年 5 月には株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部に株式を上場いたしております。

このように、当社は、特異技術で顧客に価値を提供することで社会に貢献し、社員の成長とともに誇れる会社となることを経営方針として、長年に渡り、海外展開も含めて積極的な企業努力を積み重ねてまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境に関しては、長期的に厳しさを増していく傾向にあります。プリント配線板関連事業では、長引く円高の影響下、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーは台湾、韓国、中国といった海外新興企業との激しい競争にさらされており、海外生産シフトの加速により国内のプリント配線板生産量自体が長期的に遞減傾向にあることに加えて、スルーホール穴埋め工程の内製化も進められており、これらの影響を受けて、特に平成 24 年に入って以降の当社の顧客からの価格下落圧力はより一層強まり、その結果、同年夏以降、先行きへの不透明感がより明確になっております。また、エレクトロニクス製品や半導体製品市況は、需要の変化が激しく、製品のライフサイクルも短期化する傾向にあるため、製造工程の革新、差別化がより強く求められてきているといえます。さらに、化学材料関連事業においても同様に顧客の海外生産シフトが進むと同時に、化学材料に対する環境規制も強まっております。

このような状況において、当社の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、長期的な視点で当社の企業価値を向上させるための方策について平成 24 年 8 月下旬頃から検討を重ねてまいりました。その結果、堀尾貞夫氏は、当社が長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、既存の経営資源を活用した新規事業の立上げ、中長期的な視座での開発投資の強化をはじめとする成長戦略をより積極的に実行することが不可避であると考えるに至ったとのことです。具体的には、次の施策を検討しているとのことです。

- (a) プリント配線板関連事業においては、国内のプリント配線板産業の競争力が弱まり、海外生産シフトが進む傾向が避けられないため、すでに進出している中国華南地域に加えて、当社の高い加工技術を必要とする高付加価値プリント配線板の製造業者が密集する華東地域へ進出していくこと。
- (b) 化学材料関連事業においては、従来の常温速乾タイプのフッ素コーティング剤に加えて、反応硬化型のコーティング剤の開発力を強化し、新規市場分野の開拓を推進していくこと。
- (c) エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの開発においては、その薄膜コンデンサにつき最も有効に機能を果たせる想定製品での実証をし、具体的市場を定め、より迅速に製品開発の段階に移行していくこと。

そして、これらを実行するためには、中長期的な視点からの開発投資の実行、より積極的な外部企業とのアライアンスや共同開発、外部からの専門的な人材の登用とこれを実現するための人事制度改革、マーケティング強化、これらを実行するまでのコスト削減策の実施など、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化が必要不可欠であるとの結論に至ったとのことです。すなわち、競争力を有し差別化可能なコーティング剤を開発するためには3年から5年の中長期の視点で積極的な開発投資を行う必要がありますし、新市場分野の開拓においては、材料技術のみならず、顧客のプロセス技術の知見が不可欠であるため、外部とのアライアンスや専門的な人材の登用などが不可欠になってくると考えられます。また、薄膜コンデンサの開発・事業化をより迅速化するためには、外部研究機関との共同開発、知財戦略、マーケティングを強化していくことが避けられないと考えられます。

しかしながら、上記のような抜本的な経営改革を行う場合、事業再構築に伴う売上高の一時的減少や巨額の一時的費用の発生、事業構造の変化やそれに伴う事業リスクの変容等が見込まれるため、現在の体制下でこれらの施策を実施した場合、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場において消極的な評価を受ける可能性が否定できず、短期的には当社の株主の皆様にマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。また、かかる諸施策が期待通りの成果を挙げるかは、当社の中長期的な経営努力のみならず将来的な市場環境、経済状況等にも大きく左右される可能性があり、所期の目的を確実に達成できるとは限りません。

一方、近年、金融商品取引法の改正をはじめ、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営、監査・内部統制制度関連の対応（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）等、株式の上場を維持するために必要な負担が増加しております。また、こうした傾向は今後さらに続くことが予想されることから、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担になる可能性があります。また、事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化の実行は結果を予測することが困難であり、経営環境の変化や個々の改革等の成否を踏まえて機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

このような検討を経て、当社の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、当社の株主の皆様に上記のようなマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、当社

が中長期的な視点でその企業価値を高め、持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社の発行済普通株式を非公開化し、当社が機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって上記の当社の事業構造の抜本的な改革及び取組みを積極的に行なうことが最善の手段であるという結論に至ったとのことです。

そして、堀尾貞夫氏は、当社の大株主であり、創業家の一員である野田由紀子氏及び野田拓哉氏に対して、上記の検討過程を伝え、当社の企業価値を中長期的に向上させていくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の実施が最善の手段であるとの提案を行い、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で協議を重ねてまいりましたとのことです。

そして、かかる協議の結果、野田由紀子氏及び野田拓哉氏から堀尾貞夫氏が考える施策の必要性等について理解が得られたため、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏は、平成24年10月下旬頃、当社に対して、本取引の提案に係る提案書を提出するに至りました。その後、平成24年11月22日に本取引を実行するための買収目的会社として設立された公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、本公司開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として設置された当社プロジェクトチームとの間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成24年12月14日に本取引の一環として本公司開買付けの実施を決定したことです。

なお、堀尾貞夫氏は、本公司開買付け終了後も、特段の事情がない限り継続して当社の代表取締役社長として当社の経営にあたる予定とのことです。また、当社の取締役である野田由紀子氏も、本公司開買付け終了後も、特段の事情がない限り継続して当社の取締役として当社の経営にあたる予定とのことです。堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏以外の当社の取締役である小縣英明氏及び井元賢治氏は、公開買付者との間で、本公司開買付け後の当社の経営関与に関して合意しておらず、当社の監査役である小野田哲氏、島田雄仁氏及び伊藤猛雄氏は、公開買付者との間で、本公司開買付け後の監査役としての地位継続に関して合意しておりません。

（イ）当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本公司開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の手法によって行われるものであり、その性質上、構造的な利益相反の問題が存在することに鑑み、本公司開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から本公司開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、本公司開買付けを含む本取引に特別の利害関係を有しない、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く当社の全ての取締役（小縣英明氏及び井元賢治氏）を構成員とし、当社の執行役員である小川清志氏及び経営企画室室長である山本学氏を事務局とする本取引に関するプロジェクトチーム（以下「当社プロジェクトチーム」といいます。）を設置することとし、当社プロジェクトチームにおいて、上記の観点から本公司開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討し、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で、本公司開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

その上で、当社の取締役会は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者に該当しない株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」といいます。）が作成した平成24年12月13日付当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、公開買付者及び当社から独立性のある、社外監査役2名及び外部有識者1名から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）から当社プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料、並びに当社プロジェクトチームでの協議内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える上記の(a)プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(b)化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(c)エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、AGSが作成した当社株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から当社プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月14日に開催された当社の取締役会において、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しました。

なお、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当社の上記取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のようないくつかの措置を実施いたしました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼したことであり、当社は、公開買付者から、以下のとおり説明を受けています。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から平成24年12月13日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 25,953円から26,790円

DCF法 44,314円から46,977円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年12月12日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値26,790円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値25,953円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値26,237円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を25,953円から26,790円までと分析しております。

DCF法では、公開買付者より提出された当社に係る事業計画（注）をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を44,314円から46,977円までと分析しております。

公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、SMB C日興証券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社プロジェクトチームとの協議・交渉を経て、最終的に平成24年12月14日に本公開買付価格を45,700円に決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成24年12月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値28,370円に対して61.1%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じとします。）、平成24年12月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値26,934円に対して69.7%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値25,972円に対して76.0%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値26,263円に対して74.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

（注）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた当社に係る事業計画においては、

売上高は計画期間中上昇基調となっている一方で、利益は平成27年4月期をピークに減少に転じる旨予想しております。具体的には、平成25年4月期は売上

高約 33.7 億円・営業利益約 2.4 億円・経常利益約 2.9 億円と予想しているのに對して、平成 26 年 4 月期は売上高約 36.5 億円・営業利益約 3.4 億円・経常利益約 3.9 億円、平成 27 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 5.2 億円・経常利益約 5.7 億円、平成 28 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 3.5 億円・経常利益約 3.9 億円と予想しております。

その詳細ですが、当社の現在の主力事業であるプリント配線板関連事業については売上高に大きな増減はなく、平成 25 年 4 月期の約 25.5 億円から平成 27 年 4 月期の約 27 億円まで、漸増することが予想されるものの、その後は、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーの海外生産シフトの加速やスルーホール穴埋め工程の内製化により、売上高が漸減し、平成 28 年 4 月期の売上高は約 25.5 億円と予想しております。

これに対して、化学材料関連事業については、平成 23 年 1 月に化学材料関連事業に係る山梨工場を開設するなど、当社は化学材料関連事業の拡大に注力していることもあり、今後売上高は増加するものと予想しております。具体的には、平成 25 年 4 月期の売上高は約 8.3 億円であるのに対して、平成 26 年 4 月期の売上高は約 10.5 億円、平成 27 年 4 月期の売上高は約 14.4 億円、平成 28 年 4 月期の売上高は約 16 億円と予想しております。

このように化学材料関連事業の売上拡大のペースがプリント配線板関連事業の売上減少のペースを上回る見込みであるため、両セグメントを合算した売上高は当面の間は右肩上がりの成長を続けると予測されているものの、化学材料関連事業は、プリント配線板関連事業に比して売上利益率が相当低いため、上記のとおり、セグメント別の売上構造が大きく変容する結果、平成 27 年 4 月期から平成 29 年 4 月期にかけて、営業利益及び経常利益は、下降傾向となることが見込まれております。

② 当社プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

当社は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の手法によって行われるものであり、その性質上、構造的な利益相反の問題が存在することに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から本公開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、本公開買付けを含む本取引に特別の利害関係を有しない、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く当社の全ての取締役（小縣英明氏及び井元賢治氏）を構成員とし、当社の執行役員である小川清志氏及び経営企画室室長である山本学氏を事務局とする当社プロジェクトチームを設置することとし、当社プロジェクトチームにおいて、上記の観点から本公開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討し、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

具体的には、当社プロジェクトチームは、公開買付者から本公開買付けを含む本取引についての提案を受領した後、下記「③ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言」

に記載のとおり公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーから助言・意見等を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性及び本公開買付けを含む本取引の一連の手続の公正性等について慎重に協議及び検討を行い、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

また、併せて、下記「④ 当社における第三者委員会による検討」に記載のとおり、第三者委員会を設置し、第三者委員会から、(a)本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は当社の少數株主にとって不利益ではないと認められる旨の答申書を取得しております。

(注) 少数株主とは、支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。）その他東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条の3で定める者以外の株主を意味します。以下、下記「④ 当社における第三者委員会による検討」において同じとします。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後には、野田拓哉氏及び野田由紀子氏又は野田拓哉氏、野田由紀子氏及び公開買付者が当社の支配株主に該当することとなります。

③ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社プロジェクトチームにおいては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び当社から独立し、かつ、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しないAGSに対し当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月13日付で当社株式価値算定書を取得しております。AGSは、当社普通株式の株式価値算定にあたり、当社プロジェクトチームから当社の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提条件の下で、当社普通株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、AGSから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

AGSは、当社普通株式の株式価値算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を採用し、当社普通株式の株式価値を算定しており、各方式に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 25,972円から26,934円

DCF法 42,539円から45,918円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年12月13日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価26,934円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価25,972円及び直近6ヶ月間

の終値の単純平均株価 26,263 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 25,972 円から 26,934 円までと分析しています。

他方で、DCF 法では、当社プロジェクトチームより提出された当社に係る事業計画（注）をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 42,539 円から 45,918 円までと分析しています。

(注) DCF 法に基づく株式価値算定の基礎とされた当社に係る事業計画においては、売上高は計画期間中上昇基調となっている一方で、利益は平成 27 年 4 月期をピークに減少に転じる旨予想しております。具体的には、平成 25 年 4 月期は売上高約 33.7 億円・営業利益約 2.4 億円・経常利益約 2.9 億円と予想しているのに対して、平成 26 年 4 月期は売上高約 36.5 億円・営業利益約 3.4 億円・経常利益約 3.9 億円、平成 27 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 5.2 億円・経常利益約 5.7 億円、平成 28 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 3.5 億円・経常利益約 3.9 億円と予想しております。

その詳細ですが、当社の現在の主力事業であるプリント配線板関連事業については売上高に大きな増減はなく、平成 25 年 4 月期の約 25.5 億円から平成 27 年 4 月期の約 27 億円まで、漸増することが予想されるものの、その後は、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーの海外生産シフトの加速やスルーホール穴埋め工程の内製化により、売上高が漸減し、平成 28 年 4 月期の売上高は約 25.5 億円と予想しております。

これに対して、化学材料関連事業については、平成 23 年 1 月に化学材料関連事業に係る山梨工場を開設するなど、当社は化学材料関連事業の拡大に注力していることもあります、今後売上高は増加するものと予想しております。具体的には、平成 25 年 4 月期の売上高は約 8.3 億円であるのに対して、平成 26 年 4 月期の売上高は約 10.5 億円、平成 27 年 4 月期の売上高は約 14.4 億円、平成 28 年 4 月期の売上高は約 16 億円と予想しております。

このように化学材料関連事業の売上拡大のペースがプリント配線板関連事業の売上減少のペースを上回る見込みであるため、両セグメントを合算した売上高は当面の間は右肩上がりの成長を続けると予測されているものの、化学材料関連事業は、プリント配線板関連事業に比して売上利益率が相当低いため、上記のとおり、セグメント別の売上構造が大きく変容する結果、平成 27 年 4 月期から平成 29 年 4 月期にかけて、営業利益及び経常利益は、下降傾向となることが見込まれております。

④ 当社における第三者委員会による検討

当社プロジェクトチームは、当社の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、平成 24 年 11 月 14 日、公開買付者及び当社の取締役会からの独立性が高い、当社社外監査役である小野田哲氏及び伊藤猛雄氏並びに外部有識者である

西田章氏（弁護士、西田法律事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益ではないと認められるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を当社プロジェクトチームに提出することを委嘱しました。

第三者委員会は、平成 24 年 11 月 14 日より同年 12 月 12 日まで合計 5 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)当社プロジェクトチーム並びに当社の第三者算定機関である A G S 及びリーガル・アドバイザーである T M I から、公開買付者の提案内容並びに本公開買付け及び下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容並びに公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間の交渉の具体的経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)堀尾貞夫氏から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取しております。さらに、(iii) A G S が作成した当社株式価値算定書を参考にするとともに、A G S から、当該当社株式価値算定書に基づき、当社普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っております。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)堀尾貞夫氏から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、いずれも合理的な経営分析結果に基づくものであること、(イ)本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置が実施されていること、及び(ウ)本公開買付け後に予定されている二段階買収において、当社の各株主の皆様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月 12 日に、当社プロジェクトチームに対し、(a)本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により当社の株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出しております。

⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである T M I を選任し、T M I から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、AGSが作成した当社株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から当社プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料並びに上記「②当社プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」に記載のとおりの当社プロジェクトチームでの協議内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える(a)プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(b)化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(c)エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、AGSが作成した当社株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から当社プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年12月14日に開催された当社の取締役会において、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

なお、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当社の上記取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

⑦ 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあ

わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（38,395 株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（38,395 株）は、当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式数（105,521 株）から、①当社の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（1,910 株）、②応募対象株式数（10,000 株）、③応募対象外株式数（37,523 株）及び④利害関係株主所有株式数（700 株）を控除した株式数（55,388 株）の過半数（27,695 株）。所有株式割合 26.25%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社普通株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募対象株式数（10,000 株）及び利害関係株主所有株式数（700 株）を加えた数（38,395 株）となります。

このように公開買付者は、当社の少数株主の皆様の意思を尊重し、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするために、本全部取得手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定のことです。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定のことです。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会と本種類株主総会における議決権の各基準日を平成 25 年 2 月中旬頃に設定する予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、公

開買付期間中に本公開買付けの成立を条件とする本臨時株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行うことを当社に要請する予定とのことです。

公開買付者及び非応募残存株主は、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 25 年 3 月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類の株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類の株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとなるよう、これら以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立を行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者及び非応募残存株主以外の当社株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手續及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする本合併を行うことを予定しているとのことです、その具体的な日程等の詳細については未定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社普通株式は本日現在、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当社普通株式は上場廃止になります。本臨時株主総会及び本種類株主総会が平成25年3月に開催され、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各議案が可決された場合には、当社普通株式は、同年4月を目途に上場廃止になる見込みです。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の創業家の一員であり第一位株主であり、かつ当社の取締役であり、また野田拓哉氏の親族である野田由紀子氏との間で、同氏が所有する当社普通株式(22,200株)のうち、10,000株（所有株式割合9.48%）については本公開買付けに応募し、残りの12,200株（所有株式割合11.56%）については、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、野田拓哉氏との間で、同氏が所有する当社普通株式の全部(21,961株、所有株式割合20.81%)について、当社の第三位株主であるフラットデジタルとの間で、同社が所有する当社普通株式の全部(2,754株、所有株式割合2.61%)について、当社の代表取締役社長である堀尾貞夫氏との間で、同氏が所有する当社普通株式の全部(608株（当社の役員持株会における持分に相当する株式558株を含みます。）、所有株式割合0.58%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. その他

当社は、平成 24 年 12 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 4 月期の配当予想を修正し、平成 25 年 4 月期の期末配当を行わないことを決議しております。この点に関しましては、平成 24 年 12 月 14 日付けで「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。

（参考）平成 24 年 12 月 14 日付「株式会社野田スクリーン普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以上

平成 24 年 12 月 14 日

各 位

株 式 会 社 T N C
代表取締役 野田 拓哉

株式会社野田スクリーン普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社TNC（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、以下のとおり、株式会社野田スクリーン（コード：6790、東証・名証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有することを主たる目的として平成 24 年 11 月 22 日に設立された株式会社であり、本日現在、対象者の創業家の一員であり第二位株主であり、かつ対象者の執行役員でもある野田拓哉氏がその発行済株式の全てを所有し代表取締役を務めています。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式（以下に定義されます。）を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化し、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）の全部若しくは一部のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することいたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の手法により行われるものであり、公開買付者は、対象者が中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が最善の手段であると判断し、今般、本取引を実施するものであります。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の創業家の一員であり第一位株主であり、かつ対象者の取締役であり、また野田拓哉氏の親族である野田由紀子氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式（22,200 株）のうち、10,000 株（対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式数 105,521 株）に対する割合（以下「所有株式割合」といいます。）9.48%（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有株式割合について同じとします。））については本公開買付けに応募し（以下、野田由紀子氏との間で本公開買付けに応募する旨を合意している対象者普通株式を「応募対象株式」といいます。）、残りの 12,200 株（所有株式割合 11.56%）については、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、野田拓哉氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式の全部（21,961 株、所有株式割合 20.81%）について、対象者の第三位株主である株式会社フラットデジタル（野田由紀子氏が代表取締役を務める株式会社であり、以下「フラットデジタル」といいます。）との間で、同社が所有する対象者普通株式の全部（2,754

株、所有株式割合 2.61%）について、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式の全部（608 株（対象者の役員持株会における持分に相当する株式 558 株を含みます。）、所有株式割合 0.58%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております（以下、野田拓哉氏、フラットデジタル、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を総称して「非応募残存株主」といい、非応募残存株主との間で本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者普通株式（合計 37,523 株、所有株式割合 35.56%）を「応募対象外株式」といいます。）。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、38,395 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（38,395 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（38,395 株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 38,395 株は、対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（105,521 株）から、①対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910 株）、②応募対象株式数（10,000 株）、③応募対象外株式数（37,523 株）及び④野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する対象者普通株式の全部（合計 700 株。以下、野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する野田成紀氏及び野田繭希氏が所有する対象者普通株式を「利害関係株主所有株式」といいます。）を控除した株式数（55,388 株）の過半数（27,695 株。所有株式割合 26.25%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募対象株式数（10,000 株）及び利害関係株主所有株式数（700 株）を加えた数（38,395 株）となります。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額 3,500,000 千円を限度として借り入れを行うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けによって対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け後に、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施する予定です。本全部取得手続により対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとした後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、対象者の株主を非応募残存株主の全部若しくは一部のみとすることを予定しております（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）。なお、本全部取得手続において全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）

が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の数によっては、本全部取得手続によって非応募残存株主の全部又は一部が対象者の株主ではなくなる場合があります。この場合において、本全部取得手続によって対象者の株主ではなくなった非応募残存株主は、本全部取得手続において全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の1株に満たない端数に代わって当該非応募残存株主に交付される金銭相当額を上限として、本合併後の対象者に再出資する予定です。

対象者公表の本日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える(i)プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(ii)化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(iii)エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革（公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える施策の詳細については、下記「(2)本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」といいます。）が作成した対象者普通株式に係る株式価値算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会（下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「② 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」において定義されます。）から対象者プロジェクトチーム（下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」「② 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」において定義されます。以下同じとします。）に対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催された対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏及び取締役である野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったことです。

なお、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏及び取締役である野田由紀子氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、商号を野田スクリーンとし、スクリーン印刷法を応用したプリント配線板の印刷加工事業を目的として、昭和 54 年 3 月に愛知県春日井市御幸町において創業いたしました。現在の事業セグメントはプリント配線板のスルーホール穴埋め加工を主とするプリント配線板関連事業と、フッ素技術を応用した化成品の製造販売を主とする化学材料関連事業から構成されております。

創業当初、対象者は、当時流行したインベーダーゲーム機やスーパーコンピューター向けのプリント配線板のマーク印刷加工やソルダーレジスト印刷加工を行うことによって技術を蓄積してまいりました。昭和 60 年頃には、パソコンに用いられる大手半導体メーカー向けの半導体パッケージ基板のソルダーレジスト印刷加工工程の確立に成功したことによって事業規模を拡大するとともに、印刷技術に対して業界内でも高い評価を獲得するに至りました。

さらに、平成 6 年には多層プリント配線板の貫通スルーホールを樹脂で充填する永久穴埋め加工方法である「フラットプラグ加工」の量産化に業界に先駆けて成功しました。この技術は当時急速に普及し始めた携帯電話やパソコンの半導体パッケージ基板に採用され、対象者の業容も一気に拡大し、平成 12 年 9 月には、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場）に株式上場を果たすに至りました。また、平成 16 年 8 月には、急成長する中国プリント配線板市場の需要獲得を目指して中国広州市で広州野田電子有限公司を設立するなどしてプリント配線板加工事業の積極的な海外展開も図ってまいりました。近年では、高多層化、高密度化するプリント配線板に対して無気泡で樹脂を充填する「真空印刷技術」を開発し、高付加価値プリント配線板の穴埋め加工の受注増加を推進しております。

一方、化学材料関連事業は創業後昭和 59 年頃、スクリーン印刷版のインク離れを改善するために、フッ素樹脂を用いた版の乳剤を開発したことに端を発しております。フッ素は撥水性、撥油性、耐久性などの非常にユニークな特性を持ち、そのような特長を生かして、現在ではマイクロモーターの軸受けオイル拡散防止剤や、プリント配線板の保護コーティング剤、防水スプレーの原液、スマートフォンの保護フィルムなど、工業製品から一般消費者向けまで幅広い分野を対象として事業展開を行っており、ニッチな市場において一定のポジションを獲得するに至っております。対象者は、当該事業を次の収益の柱として育成すべく注力しており、平成 23 年 1 月には、当該事業の量産工場として山梨県上野原市に山梨工場を開設いたしました。

また、このほか平成 14 年度創造技術研究開発補助金を得て開始したエアロゾル CVD 法による薄膜コンデンサの開発を進めてまいりました。本開発は未だ事業化には至っていないものの初期研究から 10 年を経てようやく応用開発段階へ移行してまいりました。

なお、対象者は、平成 18 年 3 月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に、続いて同年 5 月には株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部に株式を上場いたしております。

このように、対象者は、特異技術で顧客に価値を提供することで社会に貢献し、社員の成長とともに誇れる会社となることを経営方針として、長年に渡り、海外展開も含めて積極的な企業努力を積み重ねてまいりました。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境に関しては、長期的に厳しさを増していく傾向にあります。プリント配線板関連事業では、長引く円高の影響下、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーは台湾、韓国、中国といった海外新興企業との激しい競争にさらされており、海外生産シフトの加速により国内のプリント配線板生産量自体が長期的に過減傾向にあることに加えて、スルーホール穴埋め工程の内製化も進めており、これらの影響を受けて、特に平成 24 年に入って以降の対象者の顧客からの価格下落圧力はより一層強まり、その結果、同年夏

以降、先行きへの不透明感がより明確になっております。また、エレクトロニクス製品や半導体製品市況は、需要の変化が激しく、製品のライフサイクルも短期化する傾向にあるため、製造工程の革新、差別化がより強く求められてきているといえます。さらに、化学材料関連事業においても同様に顧客の海外生産シフトが進むと同時に、化学材料に対する環境規制も強まっております。

このような状況において、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、長期的な視点で対象者の企業価値を向上させるための方策について平成24年8月下旬頃から検討を重ねてまいりました。その結果、堀尾貞夫氏は、対象者が長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、既存の経営資源を活用した新規事業の立上げ、中長期的な視座での開発投資の強化をはじめとする成長戦略をより積極的に実行することが不可避であると考えるに至りました。具体的には、次の施策を検討しております。

- ① プリント配線板関連事業においては、国内のプリント配線板産業の競争力が弱まり、海外生産シフトが進む傾向が避けられないため、すでに進出している中国華南地域に加えて、対象者の高い加工技術を必要とする高付加価値プリント配線板の製造業者が密集する華東地域へ進出していくこと。
- ② 化学材料関連事業においては、従来の常温速乾タイプのフッ素コーティング剤に加えて、反応硬化型のコーティング剤の開発力を強化し、新規市場分野の開拓を推進していくこと。
- ③ エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの開発においては、その薄膜コンデンサにつき最も有効に機能を果たせる想定製品での実証をし、具体的な市場を定め、より迅速に製品開発の段階に移行していくこと。

そして、これらを実行するためには、中長期的な視点からの開発投資の実行、より積極的な外部企業とのアライアンスや共同開発、外部からの専門的な人材の登用とこれを実現するための人事制度改革、マーケティング強化、これらを実行する上でのコスト削減策の実施など、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化が必要不可欠であるとの結論に至りました。すなわち、競争力を有し差別化可能なコーティング剤を開発するためには3年から5年の中長期の視点で積極的な開発投資を行う必要がありますし、新市場分野の開拓においては、材料技術のみならず、顧客のプロセス技術の知見が不可欠であるため、外部とのアライアンスや専門的な人材の登用などが不可欠になってくると考えられます。また、薄膜コンデンサの開発・事業化をより迅速化するためには、外部研究機関との共同開発、知財戦略、マーケティングを強化していくことが避けられないと考えられます。

しかしながら、上記のような抜本的な経営改革を行う場合、事業再構築に伴う売上高の一時的減少や巨額の一時的費用の発生、事業構造の変化やそれに伴う事業リスクの変容等が見込まれるため、現在の体制下でこれらの施策を実施した場合、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場において消極的な評価を受ける可能性が否定できず、短期的には対象者の株主の皆様にマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。また、かかる諸施策が期待通りの成果を挙げるかは、対象者の中長期的な経営努力のみならず将来的な市場環境、経済状況等にも大きく左右される可能性があり、所期の目的を確実に達成できるとは限りません。

一方、近年、金融商品取引法の改正をはじめ、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営、監査・内部統制制度関連の対応（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）等、株式の上場を維持するために必要な負担が増加しております。また、こうした傾向は今後さらに続くことが予想されることから、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担になる可能性があります。また、事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化の実行は結果を予測することが困難であり、経営環境の変化や個々の改革等の成否を踏まえて機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

このような検討を経て、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、対象者の株主の皆様に上記のようなマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者が中長期的な視点でその企業価値を高め、持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者の発行済普通株式を非公開化し、対象者が機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって上記の対象者の事業構造の抜本的な改革及び取組みを積極的に行うことが最善の手段であるという結論に至りました。

そして、堀尾貞夫氏は、対象者の大株主であり、創業家の一員である野田由紀子氏及び野田拓哉氏に対して、上記の検討過程を伝え、対象者の企業価値を中長期的に向上させていくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の実施が最善の手段であるとの提案を行い、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で協議を重ねてまいりました。

そして、かかる協議の結果、野田由紀子氏及び野田拓哉氏から堀尾貞夫氏が考える施策の必要性等について理解が得られたため、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏は、平成24年10月下旬頃、対象者に対して、本取引の提案に係る提案書を提出するに至りました。その後、平成24年11月22日に本取引を実行するための買収目的会社として設立された公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、本公開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として設置された対象者プロジェクトチームとの間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、本日、本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、堀尾貞夫氏は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り継続して対象者の代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定です。また、対象者の取締役である野田由紀子氏も、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り継続して対象者の取締役として対象者の経営にあたる予定です。堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏以外の対象者の取締役である小縣英明氏及び井元賢治氏は、公開買付者との間で、本公開買付け後の対象者の経営関与に関して合意しておらず、対象者の監査役である小野田哲氏、島田雄仁氏及び伊藤猛雄氏は、公開買付者との間で、本公開買付け後の監査役としての地位継続に関して合意しておりません。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から

平成 24 年 12 月 13 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMB C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 25,953 円から 26,790 円

D C F 法 44,314 円から 46,977 円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 24 年 12 月 12 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 26,790 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 25,953 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 26,237 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 25,953 円から 26,790 円までと分析しております。

D C F 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（注）をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 44,314 円から 46,977 円までと分析しております。

公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、SMB C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者プロジェクトチームとの協議・交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を 45,700 円に決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 24 年 12 月 13 日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値 28,370 円に対して 61.1%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の % の数値において同じとします。）、平成 24 年 12 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 26,934 円に対して 69.7%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 25,972 円に対して 76.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 26,263 円に対して 74.0% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

（注）D C F 法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者に係る事業計画においては、売上高は計画期間中上昇基調となっている一方で、利益は平成 27 年 4 月期をピークに減少に転じる旨予想されております。具体的には、平成 25 年 4 月期は売上高約 33.7 億円・営業利益約 2.4 億円・経常利益約 2.9 億円と予想されているのに対して、平成 26 年 4 月期は売上高約 36.5 億円・営業利益約 3.4 億円・経常利益約 3.9 億円、平成 27 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 5.2 億円・経常利益約 5.7 億円、平成 28 年 4 月期は売上高約 41.5 億円・営業利益約 3.5 億円・経常利益約 3.9 億円と予想されております。

その詳細ですが、対象者の現在の主力事業であるプリント配線板関連事業については売上高に大きな増減はなく、平成 25 年 4 月期の約 25.5 億円から平成 27 年 4 月期の約 27 億円まで、漸増することが予想されるものの、その後は、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーの海外生産シフトの加速やスルーホール穴埋め工程の内製化により、売上高が漸減し、平成 28 年 4 月期の売上高は約 25.5 億円と予想されているとのことです。

これに対して、化学材料関連事業については、平成 23 年 1 月に化学材料関連事業に係る山梨工場を開設するなど、対象者は化学材料関連事業の拡大に注力していることもあり、今後売上高は増加するものと予想され

ているとのことです。具体的には、平成 25 年 4 月期の売上高は約 8.3 億円であるのに対して、平成 26 年 4 月期の売上高は約 10.5 億円、平成 27 年 4 月期の売上高は約 14.4 億円、平成 28 年 4 月期の売上高は約 16 億円と予想されております。

このように化学材料関連事業の売上拡大のペースがプリント配線板関連事業の売上減少のペースを上回る見込みであるため、両セグメントを合算した売上高は当面の間は右肩上がりの成長を続けると予測されているものの、化学材料関連事業は、プリント配線板関連事業に比して売上利益率が相当低いため、上記のとおり、セグメント別の売上構造が大きく変容する結果、平成 27 年 4 月期から平成 29 年 4 月期にかけて、営業利益及び経常利益は、下降傾向となることが見込まれているとのことです。

以下対象者に係る事業計画について同じとします。

②対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の手法によって行われるものであり、その性質上、構造的な利益相反の問題が存在することに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から本公開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、本公開買付けを含む本取引に特別の利害関係を有しない、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く対象者の全ての取締役（小縣英明氏及び井元賢治氏）を構成員とし、対象者の執行役員である小川清志氏及び経営企画室室長である山本学氏を事務局とする本取引に関するプロジェクトチーム（以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。）を設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、上記の観点から本公開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討したことであり、公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、対象者プロジェクトチームとの間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

具体的には、対象者プロジェクトチームは、公開買付者から本公開買付けを含む本取引についての提案を受領した後、下記「③ 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「⑤ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーから助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性及び本公開買付けを含む本取引の一連の手続の公正性等について慎重に協議及び検討を行い、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

また、併せて、下記「④ 対象者における第三者委員会による検討」に記載のとおり、公開買付者及び対象者から独立性のある、社外監査役 2 名及び外部有識者 1 名から構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、第三者委員会から、(a) 本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) 本公開買付けを含む本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であり、(d) 上記(a) 乃至(c) その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の答申書を取得したとのことです。

(注) 少数株主とは、支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 2 条第 42 号の 2 及び同施行規則第 3 条の 2 において定義されます。）その他東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 436 条の 3

で定める者以外の株主を意味します。以下、下記「④ 対象者における第三者委員会による検討」において同じとします。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後には、野田拓哉氏及び野田由紀子氏又は野田拓哉氏、野田由紀子氏及び公開買付者が対象者の支配株主に該当することとなります。

③対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームにおいては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立し、かつ、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しないA G Sに対し対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 12 月 13 日付で株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したことです。A G Sは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者プロジェクトチームから対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提条件の下で、対象者普通株式の株式価値を算定したことです。なお、対象者は、A G Sから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

A G Sは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びD C F 法を採用し、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 25,972 円から 26,934 円

D C F 法 42,539 円から 45,918 円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 24 年 12 月 13 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均株価 26,934 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均株価 25,972 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均株価 26,263 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 25,972 円から 26,934 円までと分析しているとのことです。

他方で、D C F 法では、対象者プロジェクトチームより提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 42,539 円から 45,918 円までと分析しているとのことです。

④対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、対象者の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、平成 24 年 11 月 14 日、公開買付者及び対象者の取締役会からの独立性が高い、対象者社外監査役である小野田哲氏及び伊藤猛雄氏並びに外部有識者である西田章氏（弁護士、西田法律事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開

買付けを含む本取引により対象者の株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められるか否か（以下「本諮詢事項」といいます。）について諮詢し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したことです。

第三者委員会は、平成24年11月14日より同年12月12日まで合計5回開催され、本諮詢事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i)対象者プロジェクトチーム並びに対象者の第三者算定機関であるAGS及びリーガル・アドバイザーであるTMIから、公開買付者の提案内容並びに本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容並びに公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間の交渉の具体的な経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)堀尾貞夫氏から、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したとのことです。さらに、(iii)AGSが作成した対象者株式価値算定書を参考にするとともに、AGSから、当該対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮詢事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)堀尾貞夫氏から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、いずれも合理的な経営分析結果に基づくものであることと、(イ)本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置が実施されていること、及び(ウ)本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主の皆様に対して交付される金額の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成24年12月12日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

⑤対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

⑥対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、AGSが作成した対象者株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から対象者プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料並びに上記「② 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」に記載のとおりの対象者プロジェクトチームでの協議内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取

引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える(i)プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(ii)化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(iii)エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、AGSが作成した対象者株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から対象者プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催された対象者の取締役会において、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

⑦買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（38,395株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（38,395株）は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（105,521株）から、①対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910株）、②応募対象株式数（10,000株）、③応募対象外株式数（37,523株）及び④利害関係株主所有株式数（700株）を控除した株式数（55,388株）の過半数（27,695株）。所有株式割合26.25%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・

マイノリティ (majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。) を基礎として、これに応募対象株式数 (10,000 株) 及び利害関係株主所有株式数 (700 株) を加えた数 (38,395 株) となります。

このように公開買付者は、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重し、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないとしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするために、本全部取得手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会と本種類株主総会における議決権の各基準日を平成 25 年 2 月中旬頃に設定する予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、公開買付期間中に本公開買付けの成立を条件とする本臨時株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行うことを対象者に要請する予定です。

公開買付者及び非応募残存株主は、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 25 年 3 月を目処としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者普通株式は全て全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該普通株式の取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類の株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式

の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、対象者の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとなるよう、これら以外の対象者の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者及び非応募残存株主以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間要する可能性があります。但し、その場合でも、対象者の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとなるよう、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする本合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は本日現在、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主の全部若しくは一部のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。本臨時株主総会及び本種類株主総会が平成25年3月に開催され、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各議案が可決された場合には、対象者普通株式は、同年4月を目途に上場廃止になる見込みです。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の創業家の一員であり第一位株主であり、かつ対象者の取締役であり、また野田拓哉氏の親族である野田由紀子氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式（22,200 株）のうち、10,000 株（所有株式割合 9.48%）については本公開買付けに応募し、残りの 12,200 株（所有株式割合 11.56%）については、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、野田拓哉氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式の全部（21,961 株、所有株式割合 20.81%）について、対象者の第三位株主であるフラットデジタルとの間で、同社が所有する対象者普通株式の全部（2,754 株、所有株式割合 2.61%）について、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式の全部（608 株（対象者の役員持株会における持分に相当する株式 558 株を含みます。）、所有株式割合 0.58%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

2. 買付け等の概要

（1）対象者の概要

① 名称	株式会社野田スクリーン	
② 所在地	愛知県小牧市大字本庄字大坪 415 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀尾 貞夫	
④ 事業内容	スクリーン印刷法を用いてのプリント配線板の加工、電子部品等に用いられる化学材料の開発並びに製造・販売、電子部品の製造にかかる設備及び加工材料の販売	
⑤ 資本金	1,196,350 千円	
⑥ 設立年月日	昭和 59 年 11 月 24 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 24 年 10 月 31 日現在)	野田 由紀子	21.04%
	野田 拓哉	20.81%
	株式会社フラットデジタル	2.61%
	野田スクリーン従業員持株会	2.19%
	株式会社野田スクリーン	1.81%
	日本生命保険相互会社	1.74%
	小川 裕善	1.43%
	小縣 英明	1.40%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.13%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.13%

資本関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 なお、公開買付者の発行済株式の全てを所有し、かつ、代表取締役である野田拓哉氏は、対象者の普通株式を 21,961 株（対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数 105,521 株の 20.81%）保有しております。
人的関係	公開買付者の発行済株式の全てを所有し、かつ、代表取締役である野田拓哉

	氏は、対象者の執行役員を兼務しております。
取引関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者の議決権を 21,961 個（対象者の第 29 期第 2 四半期報告書（平成 24 年 12 月 13 日提出）に記載された平成 24 年 10 月 31 日現在の対象者の総株主の議決権 103,611 個の 21.20%）保有し、対象者の主要株主であり、かつ、対象者の取締役である野田由紀子氏の近親者である野田拓哉氏が、公開買付者の議決権を 100% 保有しているため、公開買付者は対象者の関連当事者に該当します。

（2）日程等

① 日程

取締役による決定	平成 24 年 12 月 14 日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成 24 年 12 月 17 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 24 年 12 月 17 日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 12 月 17 日（月曜日）から平成 25 年 2 月 4 日（月曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 45,700 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である SMB C 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMB C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は SMB C 日興証券から平成 24 年 12 月 13 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMB C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 25,953 円から 26,790 円

DCF 法 44,314 円から 46,977 円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 24 年 12 月 12 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 26,790 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 25,953 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 26,237 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 25,953 円から 26,790 円までと分析しております。

D C F 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 44,314 円から 46,977 円までと分析しております。

公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、S M B C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者プロジェクトチームとの協議・交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を 45,700 円に決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 24 年 12 月 13 日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値 28,370 円に対して 61.1%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の% の数値において同じとします。）、平成 24 年 12 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 26,934 円に対して 69.7%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 25,972 円に対して 76.0%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 26,263 円に対して 74.0% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

②算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

対象者を取り巻く事業環境に関しては、長期的に厳しさを増していく傾向にあります。プリント配線板関連事業では、長引く円高の影響下、顧客であるわが国のプリント配線板メーカーは台湾、韓国、中国といった海外新興企業との激しい競争にさらされており、海外生産シフトの加速により国内のプリント配線板生産量自体が長期的に縮減傾向にあることに加えて、スルーホール穴埋め工程の内製化も進めており、これらの影響を受けて、特に平成 24 年に入って以降の対象者の顧客からの価格下落圧力はより一層強まり、その結果、同年夏以降、先行きへの不透明感がより明確になっております。また、エレクトロニクス製品や半導体製品市況は、需要の変化が激しく、製品のライフサイクルも短期化する傾向にあるため、製造工程の革新、差別化がより強く求められていくといえます。さらに、化学材料関連事業においても同様に顧客の海外生産シフトが進むと同時に、化学材料に対する環境規制も強まっております。

このような状況において、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、長期的な視点で対象者の企業価値を向上させるための方策について平成 24 年 8 月下旬頃から検討を重ねてまいりました。その結果、堀尾貞夫氏は、対象者が長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、既存の経営資源を活用した新規事業の立上げ、中長期的な視座での開発投資の強化をはじめとする成長戦略をより積極的に実行することが不可避であると考えるに至りました。具体的には、次の施策を検討しております。

① プリント配線板関連事業においては、国内のプリント配線板産業の競争力が弱まり、海外生産シフトが進む傾向が避けられないため、すでに進出している中国華南地域に加えて、対象者の高い加工技術を必要とする高付加価値プリント配線板の製造業者が密集する華東地域へ進出していくこと。

② 化学材料関連事業においては、従来の常温速乾タイプのフッ素コーティング剤に加えて、反応硬化型のコーティング剤の開発力を強化し、新規市場分野の開拓を推進していくこと。

③ エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの開発においては、その薄膜コンデンサにつき最も有効に機能を果たせる想定製品での実証をし、具体的な市場を定め、より迅速に製品開発の段階に移行していくこと。

そして、これらを実行するためには、中長期的な視点からの開発投資の実行、より積極的な外部企業とのアライアンスや共同開発、外部からの専門的な人材の登用とこれを実現するための人事制度改革、マーケティング強化、これらを実行するまでのコスト削減策の実施など、今まで以上の事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化が必要不可欠であるとの結論に至りました。すなわち、競争力を有し差別化可能なコーティング剤を開発するためには3年から5年の中長期の視点で積極的な開発投資を行う必要がありますし、新市場分野の開拓においては、材料技術のみならず、顧客のプロセス技術の知見が不可欠であるため、外部とのアライアンスや専門的な人材の登用などが不可欠になってくると考えられます。また、薄膜コンデンサの開発・事業化をより迅速化するためには、外部研究機関との共同開発、知財戦略、マーケティングを強化していくことが避けられないと考えられます。

しかしながら、上記のような抜本的な経営改革を行う場合、事業再構築に伴う売上高の一時的減少や巨額の一時的費用の発生、事業構造の変化やそれに伴う事業リスクの変容等が見込まれるため、現在の体制下でこれらの施策を実施した場合、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場において消極的な評価を受ける可能性が否定できず、短期的には対象者の株主の皆様にマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。また、かかる諸施策が期待通りの成果を挙げるかは、対象者の中長期的な経営努力のみならず将来的な市場環境、経済状況等にも大きく左右される可能性があり、所期の目的を確実に達成できるとは限りません。

一方、近年、金融商品取引法の改正をはじめ、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営、監査・内部統制制度関連の対応（会計基準の厳格化、J-SOXの導入、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）等、株式の上場を維持するために必要な負担が増加しております。また、こうした傾向は今後さらに続くことが予想されることから、株式の上場を維持することが対象者の経営上の負担になる可能性があります。また、事業構造の抜本的な改革及び取組みの強化の実行は結果を予測することが困難であり、経営環境の変化や個々の改革等の成否を踏まえて機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

このような検討を経て、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏は、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、対象者の株主の皆様に上記のようなマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者が中長期的な視点でその企業価値を高め、持続的に成長していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により対象者の発行済普通株式を非公開化し、対象者が機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって上記の対象者の事業構造の抜本的な改革及び取組みを積極的に行うことが最善の手段であるという結論に至りました。

そして、堀尾貞夫氏は、対象者の大株主であり、創業家の一員である野田由紀子氏及び野田拓哉氏に対して、上記の検討過程を伝え、対象者の企業価値を中長期的に向上させていくためには、マネジメント・バイアウト（M

B O) の実施が最善の手段であるとの提案を行い、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で協議を重ねてまいりました。

そして、かかる協議の結果、野田由紀子氏及び野田拓哉氏から堀尾貞夫氏が考える施策の必要性等について理解が得られたため、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏は、平成 24 年 10 月下旬頃、対象者に対して、本取引の提案に係る提案書を提出するに至りました。その後、平成 24 年 11 月 22 日に本取引を実行するための買収目的会社として設立された公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、本公開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として設置された対象者プロジェクトチームとの間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、本日、本取引の一環として本公開買付けの実施を決定するとともに、SMB C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者プロジェクトチームとの協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を 45,700 円に決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われるものであること等を踏まえ、構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて一般株主の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

a. 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である SMB C 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMB C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は SMB C 日興証券から平成 24 年 12 月 13 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、SMB C 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C 日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 25,953 円から 26,790 円

DCF 法 44,314 円から 46,977 円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 24 年 12 月 12 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 26,790 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 25,953 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 26,237 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 25,953 円から 26,790 円までと分析しております。

DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリ

一・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を44,314円から46,977円までと分析しております。

公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者プロジェクトチームとの協議・交渉を経て、本日、最終的に本公開買付価格を45,700円に決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成24年12月13日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値28,370円に対して61.1%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じとします。）、平成24年12月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値26,934円に対して69.7%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値25,972円に対して76.0%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値26,263円に対して74.0%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

b. 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の手法によって行われるものであり、その性質上、構造的な利益相反の問題が存在することに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除し、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から本公開買付けを含む本取引につき協議、検討及び交渉することを目的として、対象者プロジェクトチームを設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、上記の観点から本公開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討したことであり、公開買付者は、堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏とともに、対象者プロジェクトチームとの間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

具体的には、対象者プロジェクトチームは、公開買付者から本公開買付けを含む本取引についての提案を受領した後、下記「c. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「e. 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーから助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性及び本公開買付けを含む本取引の一連の手続の公正性等について慎重に協議及び検討を行い、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間で、本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉を行いました。

また、併せて、下記「d. 対象者における第三者委員会による検討」に記載のとおり、第三者委員会を設置し、第三者委員会から、(a)本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の答申書を取得したとのことです。

（注）少数株主とは、支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。）その他東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条の3で定める者以外の株主を意味します。以下、下記「d. 対象者における第三者委員会による検討」において

同じとします。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後には、野田拓哉氏及び野田由紀子氏又は野田拓哉氏、野田由紀子氏及び公開買付者が対象者の支配株主に該当することとなります。

c. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームにおいては、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び対象者から独立し、かつ、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しないAGSに対し対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月13日付で対象者株式価値算定書を取得したことです。AGSは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者プロジェクトチームから対象者の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提条件の下で、対象者普通株式の株式価値を算定したことです。なお、対象者は、AGSから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

AGSは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を採用し、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 25,972円から26,934円

DCF法 42,539円から45,918円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年12月13日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価26,934円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価25,972円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均株価26,263円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を25,972円から26,934円までと分析しているとのことです。

他方で、DCF法では、対象者プロジェクトチームより提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を42,539円から45,918円までと分析しているとのことです。

d. 対象者における第三者委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者プロジェクトチームは、対象者の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性が排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、平成24年11月14日、公開買付者及び対象者の取締役会からの独立性が高い、対象者社外監査役である小野田哲氏及び伊藤猛雄氏並びに外部有識者である西田章氏（弁護士、西田法律事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、本諮詢事項について諮詢し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したことです。

第三者委員会は、平成 24 年 11 月 14 日より同年 12 月 12 日まで合計 5 回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、(i) 対象者プロジェクトチーム並びに対象者の第三者算定機関である AGS 及びリーガル・アドバイザーである TMI から、公開買付者の提案内容並びに本公司開買付け及び本公司開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容並びに公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏との間の交渉の具体的経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii) 堀尾貞夫氏から、本公司開買付けを含む本取引の意義及び目的並びに、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が本取引後において実施することを考えている施策の内容等について聴取したことです。さらに、(iii) AGS が作成した対象者株式価値算定書を参考にするとともに、AGS から、当該対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア) 堀尾貞夫氏から聴取した本公司開買付けを含む本取引の意義及び目的は、いずれも合理的な経営分析結果に基づくものであること、(イ) 本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置が実施されていること、及び(ウ) 本公司開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主の皆様に対して交付される金銭の額が、本公司開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月 12 日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a) 本公司開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本公司開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) 本公司開買付けを含む本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であり、(d) 上記(a)乃至(c) その他の事項を前提にすると、本公司開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出したことです。

e. 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公司開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI を選任し、TMI から、本公司開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公司開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

f. 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、AGS が作成した対象者株式価値算定書、TMI から得られた本公司開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から対象者プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料並びに上記「b. 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等」に記載のとおりの対象者プロジェクトチームでの協議内容等を踏まえ、本公司開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える(i) プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(ii) 化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(iii) エアロゾル CVD 法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢

であると判断できるとともに、AGSが作成した対象者株式価値算定書、TMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から対象者プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催された対象者の取締役会において、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、堀尾貞夫氏及び野田由紀子氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

g. 買付価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

h. マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（38,395株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（38,395株）は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（105,521株）から、①対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910株）、②応募対象株式数（10,000株）、③応募対象外株式数（37,523株）及び④利害関係株主所有株式数（700株）を控除した株式数（55,388株）の過半数（27,695株）。所有株式割合26.25%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募対象株式数（10,000株）及び利害関係株主所有株式数（700株）を加えた数（38,395株）となります。

このように公開買付者は、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重し、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

③算定機関との関係

公開買付者の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
66,088 株	38,395 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数の下限（38,395 株）は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（105,521 株）から、①対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910 株）、②応募対象株式数（10,000 株）、③応募対象外株式数（37,523 株）及び④利害関係株主所有株式数（700 株）を控除した株式数（55,388 株）の過半数（27,695 株）。所有株式割合26.25%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）を基礎として、これに応募対象株式数（10,000 株）及び利害関係株主所有株式数（700 株）を加えた数（38,395 株）としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である66,088株を記載しております。当該最大数は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者普通株式の発行済株式数（105,521 株）から、①対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,910 株）及び②応募対象外株式数（37,523 株）を控除した株式数となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	48,223 個	（買付け等前における株券等所有割合 46.54%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	66,088 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主の議決権の数	103,611 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

但し、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。）のうち、野田由紀子氏が所有する応募対象株式（10,000株）並びに野田拓哉氏が親権者として投資するのに必要な権限を有する利害関係株主所有株式（700株）のみを買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、これらの株式（合計10,700株）に係る議決権の数（10,700個）については分子に加算しておりません。

- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（66,088株）に係る議決権の数です。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第29期第2四半期報告書（平成24年12月13日提出）に記載された平成24年10月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 3,020,221,600円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（66,088株）に、1株当たりの買付価格（45,700円）を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成25年2月8日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,395 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、すでに公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内

の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成24年12月17日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える(i)プリント配線板関連事業における中国華東地域への進出、(ii)化学材料関連事業における新規市場分野の開拓、(iii)エアロゾルCVD法による薄膜コンデンサの製品開発の更なる迅速化等の施策を含む事業構造の抜本的な改革（公開買付者並びに堀尾貞夫氏、野田由紀子氏及び野田拓哉氏が考える施策の詳細については、下記「(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、AGSが作成した対象者普通株式に係る株式価値算定書、リーガル・アドバイザーであるTMIから得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、第三者委員会から対象者プロジェクトチームに対して提出された答申書その他の関連資料を踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催された対象者の取締役会において、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏及び取締役である野田由紀子氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏及び取締役である野田由紀子氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

②公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の取締役である野田由紀子氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式（22,200 株）のうち、10,000 株（所有株式割合 9.48%）については本公開買付けに応募し、残りの 12,200 株（所有株式割合 11.56%）については、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏との間で、同氏が所有する対象者普通株式の全部（608 株（対象者の役員持株会における持分に相当する株式 558 株を含みます。）、所有株式割合 0.58%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合、本公開買付け後に実施される本全部取得手続において全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の数によっては、本全部取得手続によって対象者の取締役である野田由紀子氏及び対象者の代表取締役社長である堀尾貞夫氏が対象者の株主ではなくなる場合があります。この場合において、野田由紀子氏及び堀尾貞夫氏は、本全部取得手続において全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の 1 株に満たない端数に代わって野田由紀子氏及び堀尾貞夫氏に交付される金銭相当額を上限として、本合併後の対象者に再出資する予定です。

この他、公開買付者は、野田由紀子氏及び堀尾貞夫氏より、本公開買付けが成立した場合に本臨時株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

（2）本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」「（2）本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

（4）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、本日「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 4 月期期末配当を行わないことを決議したことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上